



きのくに生活情報誌

# くらしのとびら

2007 冬号

発行

和歌山県環境生活部共生推進局  
県民生活課  
〒640-8585 和歌山市小松原通1-1  
TEL (073)432-4111

「きのくに生活情報誌 くらしのとびら」はインターネットでもご覧いただけます  
<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031300/bukka/049.html>

## ご存知ですか！金融商品取引法！！

平成18年6月7日に「証券取引法等の一部を改正する法律」(証取法等改正法)「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が成立し、6月14日に公布されました。これにより、証券取引法は全面的に改正されて「金融商品取引法」(いわゆる投資サービス法)となり、株式・債券といった伝統的な有価証券に限られない様々な金融商品に、包括的・横断的に適用される法制が整備されました。今回の改正は、利用者保護ルールの徹底と利用者利便の向上、貯蓄から投資に向けての市場機能の確保及び金融・資本市場の国際化への対応を図ることが目的とされており、いわゆる投資サービス規制、開示制度、取引所制度の整備が行われ、罰金・課徴金が引き上げられました。同時に、銀行法、保険業法などの関係法律も改正され、利用者保護ルールについて、基本的に金融商品取引法と同様の規制が適用されるようになりました。

(金融庁ホームページより)

### 証券取引法等の一部を改正する法律 (投資者保護のための横断的法制の整備)

証券取引法  
改正

いわゆる「投資サービス」規制

#### 規制化

投資家が信託契約・サービスに、また競争力の維持



#### 柔軟化

規制範囲をカバーする規制に  
かかる本・公募債と一般向け(投資家の知識・経験)  
商品説明等に応じて投資のための規制

#### 取引所制度

取引所の自主規制機能(口座開設・売買審査等)の強化  
(自律規制組織による監視を行う)

#### 罰則・課徴金

罰則の引き上げ(最高3年→10年)  
(罰せ金)に対する競争力・罰則の強化

#### 開示制度

##### 開示範囲の拡大化

##### 財務報告に伴う内部統制の強化

##### 取引所規則に関する監視者の強化

##### 公募調査(TEB)制度の充実化

##### 大量保有株主監視の充実

##### 持株権内規制

→ 1ヶ月以上以内

→ 3ヶ月以上以内

証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

#### 1. 以下の法律を廃止

- ・ 金融先物取引法
- ・ 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律
- ・ 紙幣証券の規制等に関する法律
- ・ 外国証券業者に関する法律

#### 2. 規制法の規定の整備

- ・ 有価証券に係る事業の規制に関する法律  
(いわゆる商品ファンド法)

- ・ 金融商品取引法  
説明義務の拡充等  
→ 調査階層の拡張  
(元本欠損額)

(注)「証券会社」「證券取引所」の名稱は引き続き使用。

- 銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、中小企業等協同組合法
- 保険法
- 商品取引所法
- 不動産特定共同事業法

利用者保護ルールについて、基本的に金融商品取引法と同様の規制を適用

# 消費者安心サポート事業を展開中!!

今年度、消費者施策の新たな取り組みとして、下記の3つの事業を行っています。

## 1 消費生活センターによる活動

悪質商法による被害の未然防止・拡大防止を図るため、8月に県内4会場(和歌山市、橋本市、田辺市、新宮市)で、福祉関係団体職員(民生児童委員、ホームヘルパー等)、消費者問題・高齢者問題に取り組む消費者団体や地域で活動している一般の方々を対象に、「消費生活センター養成講座」を実施しました。養成講座を修了した「消費生活センター」が9月からそれぞれの地域で活動中です。

### 【消費生活センターの具体的活動事例】

- センターが高齢者宅を訪問し、直接啓発、注意喚起を行い、被害の未然防止を図る。
- センター自ら所属する組織、グループ等への伝達。
- 自治会集会や友人・グループ等への伝達。
- 自治会活動を通じて、独居高齢者世帯や自治会集会等に参加しない世帯など、必要な情報が入手しにくい世帯宅を訪問して、直接啓発、注意喚起を行う。

#### ■活動実績

18年9月～11月末	回数(伝達研修)	対象人数・件数
①自宅訪問活動		1,471件
②組織内での活動	89回	1,685人
③自治会等での活動	55回	2,015人
④その他の活動	27回	201人
計	171回	5,372人

#### ■その他の活動

センターが高齢者にアドバイスした件数	49件
消費生活センターを紹介した件数	114件



伝達研修の模様

## 2 消費生活安全・安心アドバイザーの設置

資格名等	
1	弁護士
2	1級建築士
3	クリーニング師
4	自動車整備士
5	司法書士
6	消費生活アドバイザー
7	ファイナンシャルプランナー
8	大学助教授(民法)

県民からの消費生活に関する苦情及び相談に対する適切な対応、及び和歌山県消費生活条例等に基づき行う事業者指導に関し、各分野からの専門的知見に基づく助言・指導、及び県が行う現地調査時の同行調査等を行うことにより県民生活の安定と向上に資するため、左表の有資格者を和歌山県消費生活安全・安心アドバイザーとして委嘱いたしました。

### 3 消費者啓発講座の実施

県内の市町村で開催する消費者啓発講座に講師の派遣を行っています。平成18年12月末現在、14市町で実施済(下記実施状況参照)であり、順次平成19年2月末までに残りの市町村でも実施する予定です。詳しくは最寄りの市町村消費者行政担当課(室)までお問い合わせ下さい。

**対象:**若年者、一般消費者、高齢者 受講者が原則30名以上の集会等  
**内容:**悪質商法の手口と対処方法など

#### ■啓発講座実施状況

講座実施市町村名	実施日	テーマ	集合・会合等の名称
かつらぎ町	8月31日	お父さんを狙う！本当にあった怖いお話	農業者年金協会総会
橋本市	9月13日	気をつけて！！こんなトラブル増えています！	ふれあいサロン遊の会
紀美野町	9月27日	実践！上手な断り方を学びましょう ～いま、高齢者が狙われています～	区長会
美浜町	9月29日	実践！上手な断り方を学びましょう ～いま、高齢者が狙われています～	民生児童委員協議会研修会
湯浅町	10月24日	実践！上手な断り方を学びましょう ～いま、高齢者が狙われています～	高齢者の安心講座
上富田町	11月9日	こうすれば良かった！悪質商法撃退法！	高齢者の集い
高野町	11月13日	お母さんを狙う！本当にあった怖い、危ないお話	消費者の集い
由良町	11月20日	こうすれば良かった！悪質商法撃退法！	大引婦人学級
新宮市	11月28日	こうすれば良かった！悪質商法撃退法！	民生児童委員協議会研修会
御坊市	12月6日	こうすれば良かった！悪質商法撃退法！	民生児童委員協議会研修会
串本町	12月7日	消費者を狙う！本当にあった怖い、危ないお話	商工会の集い
日高川町	12月8日	こうすれば良かった！悪質商法撃退法！	老人クラブ連合会会長研修
みなべ町	12月11日	実践！上手な断り方を学びましょう ～いま、高齢者が狙われています～	高城高齢者学級
すさみ町	12月21日	実践！上手な断り方を学びましょう ～いま、高齢者が狙われています～	周參見高齢者教室

## 悪質な訪問販売・住宅リフォーム業者から高齢者を守りましょう！

- 見慣れない人の出入りやリフォーム工事の形跡があったら気をつけてあげて下さい。
- 周囲の方々からの消費生活センターへの相談をきっかけに、問題が解決することもあります。気になることがあれば、最寄りの下記消費生活センターへご相談下さい。

和歌山県消費生活センター……………073-433-1551

和歌山県消費生活センター紀南支所……………0739-24-0999

#### 【日曜日消費生活相談】

県では、毎週日曜日に架空請求や訪問販売等に関する電話相談を開設しています。

- 開設日:毎週日曜日(年末年始除く)
- 時 間:10:00~16:00
- 電話番号:073-433-1551

電話相談  
のみ

## 地上デジタルテレビ放送移行を利用した悪質商法にご注意下さい!

地上デジタルテレビ放送は平成18年12月までに全国都道府県庁所在地で放送が開始されています。その後放送エリアを順次拡大し、平成23年7月24日までに現行のアナログテレビ放送は終了します。

地上デジタルテレビ放送への移行に便乗した架空請求や機器等の悪質訪問販売などに注意して下さい。

### ◆◆トラブルに巻き込まれないためのポイント◆◆

- 機器をすべて買い換える必要はありませんが、アナログテレビ放送終了までに専用チューナー等をつける必要があります。
- 公的機関等が費用負担を請求することはありません。

## 催眠(SF)商法には要注意!

催眠(SF)商法の被害・相談が多発しています。

催眠(SF)商法とは、駅前や街角、新しく出来たスーパーマーケットの近くなどで、無料の商品を配布するなどしてお客様を集め、無料の商品を配ったりしながら言葉巧みに場の雰囲気を盛り上げ、高額な寝具や電気治療器、健康食品等を販売する商法です。

### [この商法への注意点]

- ①安易に会場に行かないようにしましょう。
- ②会場に行っても安易に品物をもらわない。ただより高いものはないと肝に銘じましょう。
- ③本当に必要な物が適正な値段で買えるのか、しっかりと考えましょう。



### [もし契約をしてしまったら]

- ①契約書を受け取った日を含めて8日以内であればクーリング・オフが可能です（もらった品物を使用してしまっても、クーリング・オフに支障はありません）。
- ②布団や磁気マットレスなどは、一度使用していてもクーリング・オフできます。健康食品や化粧品などの消耗品は、使用・消費してしまったものはクーリング・オフできません。しかし、契約書の記載内容や業者の説明によってはクーリング・オフができる場合もありますので、早めに消費生活センターへ相談しましょう。

## 冬の交通安全

夕暮れ時は早めにヘッドライトを点灯しましょう！

後部座席を含むシートベルトとチャイルドシートの正しい着用を徹底しましょう！

飲酒運転は絶対にやめましょう！

- アルコールの影響で眠くなったり、集中力が散漫となって安全運転の妨げとなり、重大事故の原因となることを認識しましょう。
- 家族、職場、地域で「飲酒運転はしない」「飲酒運転はさせない」を徹底しましょう。

～もっとマナーを!! わかやま～

R100

紙面に記載し、古紙配合100%の再生紙  
SOY INK<sup>TM</sup>、及び大豆インキを使用しています